



事務連絡
平成 23 年 6 月 3 日

社団法人 青森県建設業協会 殿

青森労働局職業安定部長

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構において支給される
高齢者雇用対策関係各種助成金制度の周知について（依頼）

職業安定行政の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、依然として厳しい雇用情勢の中、特に高年齢者は一旦離職すると再就職が一層困難な状況にあり、一方において、公的年金の支給開始年齢が、平成 25 年度には 65 歳に引き上げられ、報酬比例部分についても段階的に引上げられることから、少なくとも 65 歳までの安定した雇用・就業の場を確保することが喫緊の課題となっております。

また、我が国の経済・社会の活力を維持していくために、高年齢者が意欲と能力のある限り、年齢にかかわらず働き続けることができる社会を構築することが重要であります。

このようなことから、企業の高年齢者の雇用・就業の場の確保対策として、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構において支給する、高齢者雇用対策関係各種助成金を有効に活用することが一層必要となっており、平成 23 年度においては、所要の制度改正を行ったところです。

つきましては、貴団体におかれましても、その趣旨を十分ご理解いただき、傘下の会員に対し、別添のパンフレットにより周知くださるようお願い申し上げます。

なお、助成金制度の詳しい内容等については、青森高齢・障害者雇用支援センターへ、お問い合わせくださるようお願いいたします。連絡先については、添付のパンフレットの最終ページに記載しております。



23年6月

情報共有 (通理済/不要)
担当者:

(事業主の方へ)



70歳まで働ける 私も企業も、いきいき元気

平成23年度 定年引上げ等奨励金 のご案内

急速な少子高齢化による労働力人口の減少が見込まれる中で、今後も、経済・社会の活力を維持していくために、働く意欲を持った高年齢者が、長年にわたって培った知識や経験を生かし、継続して働ける雇用環境が求められています。

「定年引上げ等奨励金」とは、70歳まで働ける企業の普及・推進を目的とした助成制度で、次の3つの奨励金、助成金からなっています。

① 中小企業定年引上げ等奨励金 (改正)

② 高年齢者職域拡大等助成金 (新設)

③ 高年齢者雇用確保充実奨励金



厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク



(独) 高年齢・障害者雇用支援機構

中小企業定年引上げ等奨励金

少なくとも65歳まで希望者全員が安心して働ける雇用基盤を早期に整備するとともに「70歳まで働ける企業」の普及を図るため、65歳以上への定年引上げ、定年制の廃止または希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入を行う中小企業事業主に対して奨励金を支給します。また、同時に高年齢者の勤務時間を多様化する制度を導入する場合は、一定額を加算します。

<支給対象事業主>

現行の定年年齢に応じて、次のいずれかの措置を講じ、6か月以上経過している中小企業事業主(※)

(※)雇用保険の被保険者数が300人以下の事業主

(1) 60歳以上65歳未満の定年を定めている場合

- ① 65歳以上への定年年齢の引上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入

(2) 65歳以上70歳未満の定年を定めている場合

- ① 70歳以上への定年年齢の引上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入

この他、「支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用している60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること」などの要件があります。

*支給申請期間は、定年の引上げなどの措置を実施し、6か月経過した日から1年以内です。

<支給金額>

(単位:万円)

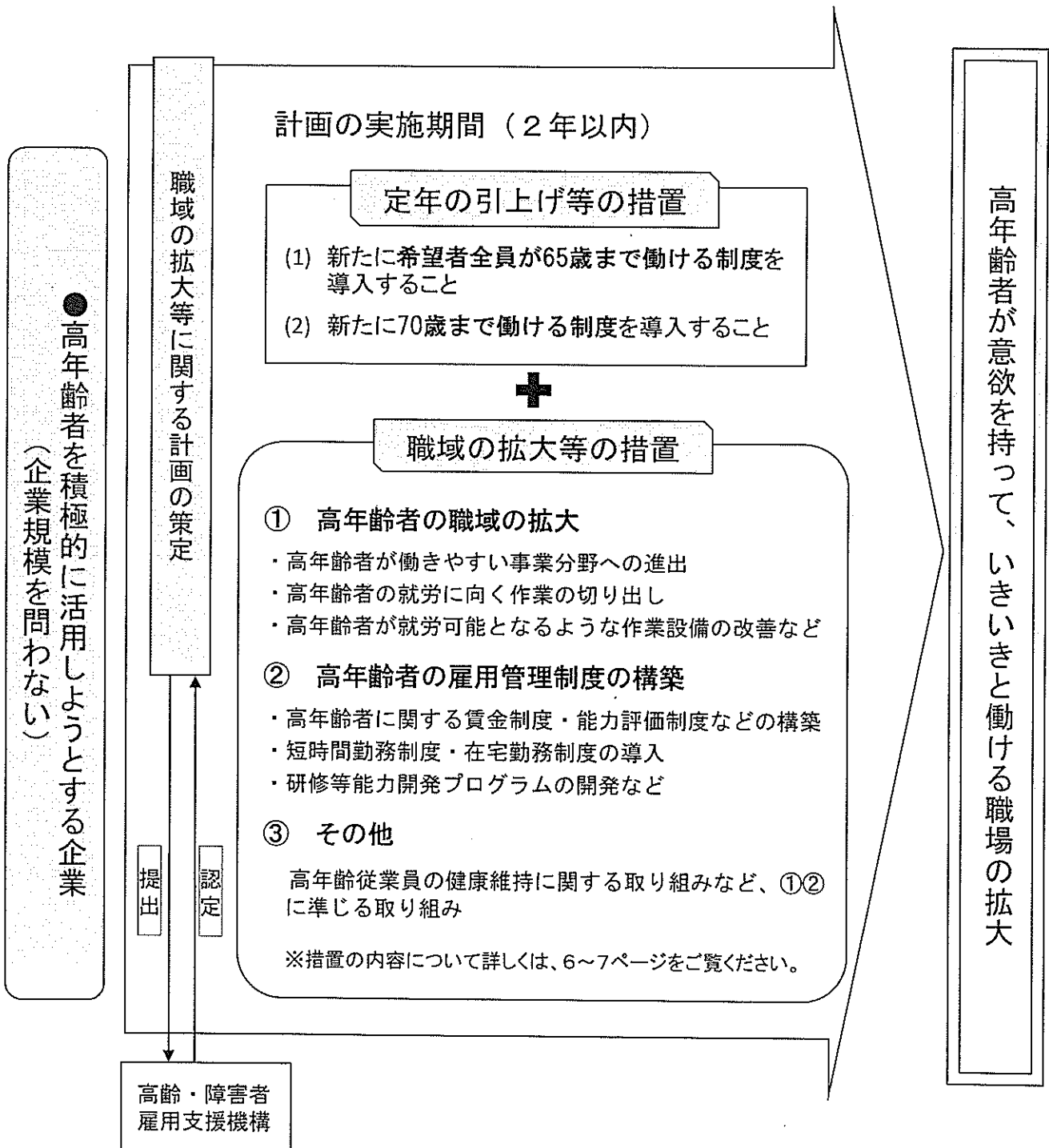
実施した措置		(a) 定年年齢 の引上げ (65歳以上70 歳未満)	(b) 定年年齢 の引上げ(70 歳以上)または 定年制の廃止	(c) 希望者全員 を対象とする70 歳以上までの継 続雇用制度の 導入	(d) 希望者全員を 対象とする65歳 以上70歳未満ま での継続雇用制 度の導入(平成23 年度より拡充)
現行の 定年年齢	企業規模 (被保険者数)				
60歳以上 ～ 65歳未満	1～9人	40	80[40]	40[20] (20[10])	20
	10～99人	60	120[60]	60[30] (30[15])	30
	100～ 300人	80	160[80]	80[40] (40[20])	40
65歳以上 ～ 70歳未満	1～9人	—	40[20]	20[10]	—
	10～99人	—	60[30]	30[15]	—
	100～ 300人	—	80[40]	40[20]	—

高年齢者の勤務時間を多様化する制度を導入する事業主に対する加算額
一律20万円

- []内の数字は、支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用している64歳以上の雇用保険被保険者(法人等設立の場合は雇用する64歳以上の者)がいない場合に支給する額です。
- ()内の数字は、希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満の継続雇用制度を導入済みの事業主が、要件を満たした場合に支給する額です。
- 現行の定年年齢が60歳以上～65歳未満の事業主が、上表(a)と(c)を満たす制度を新たに導入した場合には、(a)の額と、(c)の()内の額の合計額を支給します。

高年齢者職域拡大等助成金

高年齢者の意欲と能力を生かすため、「希望者全員が65歳以上まで働くことができる制度の導入または70歳以上まで働くことができる制度の導入」にあわせて、高年齢者の職域の拡大や高年齢者の雇用管理制度の構築に取り組み、高年齢者がいきいきと働ける職場の整備を行う事業主に対し、助成金を支給します。



<支給金額>

「職域の拡大等の措置」に要した費用の3分の1を支給します。

ただし、1年以上雇用している55歳以上の雇用保険被保険者1人につき10万円（「定年の引上げ等の措置」が(1)と(2)のいずれにも該当する場合は20万円）を上限とします（合計が500万円を超える場合は、500万円が上限となります）。

※「職域拡大等の措置」のうち、①に必要な経費に対する助成額については、当該職場または職務で新たに就業する高年齢者の数に応じて別途上限額があります。

※「職域拡大等の措置」のうち、②および③の措置に必要な経費に対する助成額については、1年以上雇用している55歳以上の雇用保険被保険者の数に応じて別途上限額があります。

<支給要件>

この助成金を受給するには、支給申請日の前日において、前ページの措置を実施していることのほか、「1年以上継続して雇用している60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること」などの要件があります。

助成対象となる「職域の拡大等」の内容

1. 高年齢者の職域の拡大

助成対象となる(1)(2)の職場・職務については、その職場・職務で就労する労働者（※）の人数に関する要件があります。

（※）1年以上の雇用の見込みのある者（以下「常用雇用者」）

- (1) 新たな事業分野への進出、事業の開始、企業における労働者の年齢構成の高齢化に対応した職務の再設計などにより、高年齢者の能力や知識、経験を生かした職場・職務の創出を行うこと。

<例> 工場の製造部門での勤務が体力的に難しくなった高年齢者の新たな職務として、通信販売と宅配部門を創設

【人数要件】

支給申請日の前日において、新たな職場・職務で就労する常用雇用者に占める55歳以上の者の割合が3分の2以上であること

- (2) 高年齢者の職業能力を十分発揮できるようにするため、

- ①機械設備の導入・改善（主に指先、視覚、筋力等身体的機能を使う作業について、作業補助具その他機械設備の導入により、身体的機能の低下を補完し、負担の軽減を図るものなど）
- ②作業方法の導入・改善（主に判断力、注意力などを要する作業について、作業指示の平易化などの作業方法の改善により、判断力、注意力の低下を補完し、作業における安全を確保するものなど）
- ③作業環境の導入・改善（照明、騒音、室温、湿度など作業環境の改善により、作業効率を高めるとともに、負担の軽減を図るものなど）を行い、既存の職場・職務において高年齢者の就労の拡大を実施すること。

【人数要件】

支給申請日の前日において、計画書の提出日の前日と比べて、次の全ての要件を満たすこと。

- ① その職場・職務で就労する基準年齢（※）以上の常用雇用者の数が1人以上増加していること。
（※）対象の職場・職務ごとに申請事業主が定めた55歳以上の年齢
- ② その職場・職務で就労する常用雇用者に占める基準年齢以上の者の割合が、20%ポイント以上上昇していること。
- ③ その職場・職務で就労する常用雇用者の増加数が、基準年齢以上の常用雇用者の増加数の2分の3以下であること。

2. 高年齢者の雇用管理制度の整備

- (1) 高年齢者の意欲や能力に応じた適正な配置・処遇を行うため、高年齢者の職業能力を評価する仕組みやこれを活用した賃金・人事 処遇制度の導入または改善を行うこと。
- (2) 短時間勤務制度、隔日勤務制度など、高年齢者の希望に応じた勤務が可能となる労働時間制度の導入または改善を行うこと。
- (3) 高年齢者の負担軽減のため在宅勤務制を導入すること。
- (4) 就業意欲向上や職業能力の付与などを目的とする高年齢者対象の研修システムや職業能力開発プログラムなどの開発、導入または改善を行うこと。
- (5) 高年齢者が意欲と能力を發揮して働ける職場にするために必要となる知識の付与などを目的とする、職場管理者に対する研修システムや高年齢者活用マニュアルなどの開発、導入または改善を行うこと。
- (6) 高年齢者の意欲と能力を生かすため、専門職制度の導入など、高年齢者に適切な役割を付与する制度の導入または改善を行うこと。
- (7) その他、高年齢者の就労の拡大のために必要な雇用管理制度の導入または改善を行うこと。

3. その他、高年齢者の就労拡大のために必要な措置

- (1) 高年齢者の健康管理のために、法定を上回る健康診断制度などの導入または改善を行うこと。
- (2) 高年齢者が健康で意欲を持って働けるようにするための福利厚生制度の導入または改善を行うこと。
- (3) その他、1、2に準じる措置であって、高年齢者の就労の拡大のために必要な取り組みを行うこと。

* 受給のための手続き *

① 計画申請

職域拡大等計画書を、計画開始日の6か月前から3か月前までに(独)高齢・障害者雇用支援機構に提出し、計画の認定を受けてください。

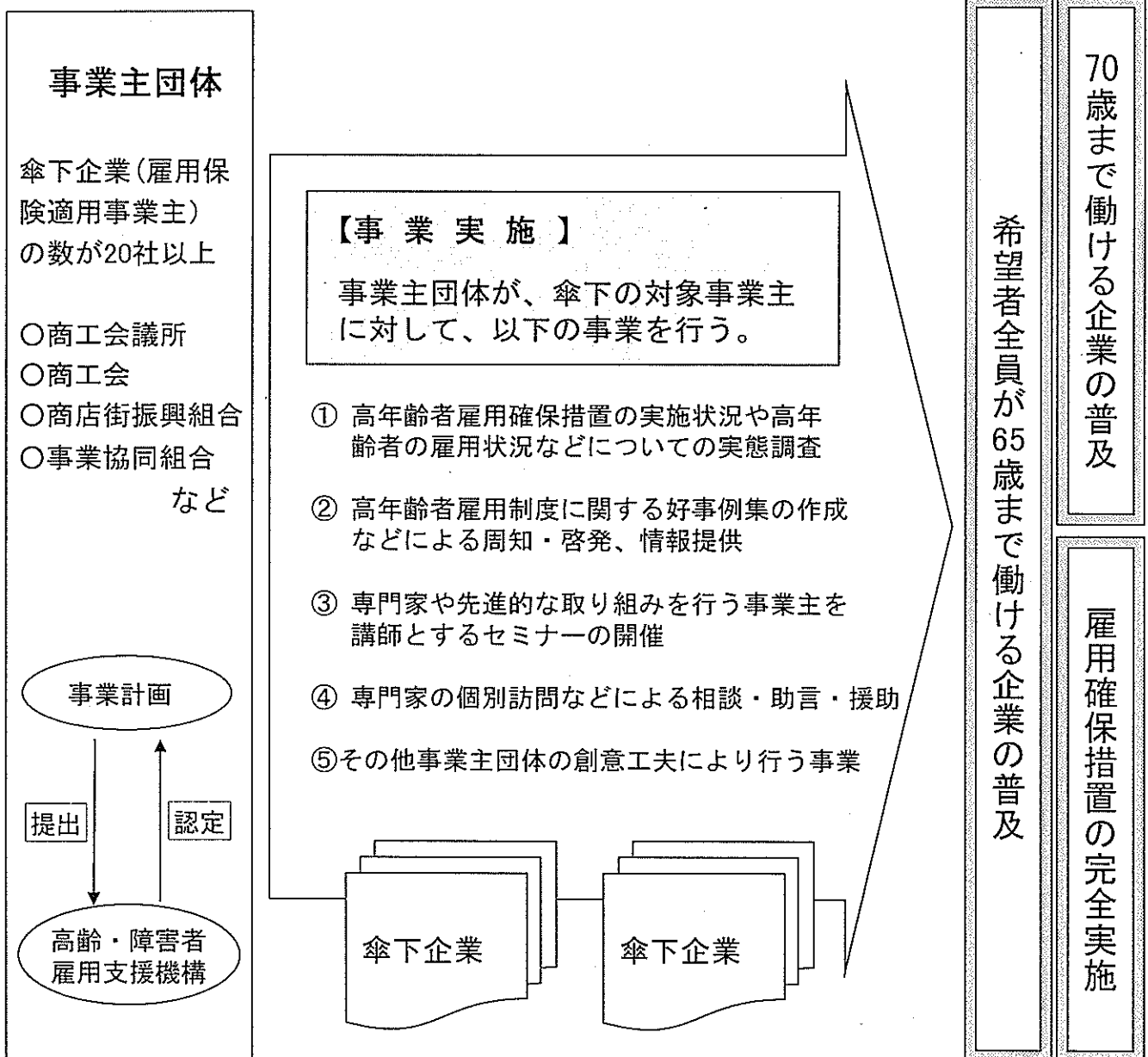
② 支給申請

職域拡大等計画が終了した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請 を行ってください。

※この助成金の支給を受けるためには、この他、「支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用している60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること」などの要件があります。

高年齢者雇用確保充実奨励金

傘下企業における希望者全員が65歳まで働ける制度の導入、70歳まで働ける制度の導入などの高年齢者雇用確保措置の充実（雇用確保措置の導入を含む）その他高年齢者の雇用環境の整備を支援するための事業を実施した事業主団体に対し、その事業に要した費用と事業の成果に応じて、最大500万円までの額を支給します。



<支給金額>

次の①②の合計額(500万円を上限)
事業は1年間とし、①については前期・後期に分けて支給します。
②については①の後期分と併せて支給します。

① 基本支給額

事業実施のために要した費用に相当する額。
ただし、対象企業数により下表の額を上限とします。
なお、前期の支給額については、下表の額の半額を上限とします。

事業の対象企業数	総支給上限額
20～100社	100万円
101～200社	200万円
201社～	300万円

+

② 上乗せ支給額

当該事業において支援対象となった企業のうち、事業の効果により
(新たに希望者全員が65歳まで働ける制度を導入した企業の数
+新たに70歳まで働ける制度を導入した企業の数) × 2万円
を支給します。(上限200万円)

高年齢者雇用確保充実奨励金の支給例

1 経緯

傘下企業数250社を有するA事業主団体は、傘下企業より「従業員が高齢化しているため、今後企業経営を維持していくために新たな人材を採用する必要があるが、なかなか人手が集まらない」との相談を受けている。傘下企業の中には、対応策の一環として、現在の従業員が高齢となっても引き続き働き続けることができるよう、雇用環境の整備を図る必要性を感じているが、このためのノウハウを持っていない企業が多い。

そこで、「高年齢者雇用確保充実奨励金」を活用し、傘下企業が高年齢者雇用を進める上で抱えている課題の解決を図り、希望者全員が65歳まで働ける制度の導入や必要に応じて70歳まで働ける制度の導入といった高年齢者の雇用環境の整備を促進するため、傘下企業に対して相談・助言、援助を実施することとした。この事業は、地域の産業における将来的な担い手不足に応ずるとともに、地域の高年齢者の雇用機会を拡大し、地域経済の活力の維持・発展に貢献すると考えられる。

2 事業の実施内容

事業計画の認定を受けた後、以下の取り組みを1年間実施した。

(1) 社会保険労務士と顧問契約を締結

(2) 高年齢者雇用確保措置の導入状況などについての調査

傘下企業の高年齢者雇用制度の導入状況、高年齢者の雇用状況などの把握を目的として、実態調査を実施した。

(3) 周知・広報

(2)の調査と併せ、高年齢者雇用に関するリーフレット(高年齢者雇用確保措置の解説、高年齢者雇用の重要性、高年齢者雇用を進める上でのポイント、高年齢者雇用に関する助成金の案内など)を傘下事業主に配布するとともに、団体のホームページに各種情報を掲載した。

(4) セミナーの開催

地域の会議施設において、(1)で契約した社会保険労務士および先進的な取り組みを行う事業主を講師とし、定年制や継続雇用制度の改善のポイント、それを実施するに当たって課題となる賃金体系等の見直しについての考え方、具体的事例などを解説する説明会を開催した。説明会後には、希望する傘下企業に対して、個別相談会を実施した。

(5) 専門家による相談・助言、援助

高年齢者雇用確保措置を実施していない傘下企業や高年齢者雇用確保措置の充実に積極的に取り組む意向のある企業に社会保険労務士を派遣し、就業規則の改正、賃金・人事処遇制度の見直し、職場環境の改善など個別の問題解決のための相談に応じ、助言を行った。

(6) 好事例集の作成

既に希望者全員が65歳まで働ける制度、または70歳まで働ける制度を導入している企業の好事例を収集し、社会保険労務士の協力を得てこれを事例集として取りまとめるとともに、傘下企業へ配布した。

(7) 高年齢者雇用制度の導入状況などについての調査

事業の効果を測るため、事業終了時において、高年齢者雇用制度の導入状況、団体が行った事業に対する傘下企業の評価などについての調査を行った。調査の結果、事業の効果により、新たに希望者全員が65歳まで働ける制度を導入した企業が30社、新たに70歳まで働ける制度を導入した企業が33社あることがわかった。

3 事業の経費

年間費用実績 2,951千円

【前期(6か月)】 前期費用実績 1,595千円

(単位：千円)

(1)	社会保険労務士との顧問契約(6か月) (事業全体に関するコンサルティング、セミナー講師、個別相談会または個別訪問における就業規則改定、賃金・人事処遇制度の見直し、職場環境の改善などについての相談・助言)	462
(2)	高齢者雇用制度の導入状況などについての調査 (調査票印刷費、調査票発送・返信用封筒購入費、調査票発送および回収費)	72
(3)	高齢者雇用制度の導入などについての周知啓発 (リーフレット印刷費、ホームページ更新費)	166
(4)	セミナーの開催 (講師謝金※、資料、会場借料など) ※社会保険労務士分は顧問契約料に含む	175
(5)	事業実施のための事務職員賃金	720

【後期(6か月)】 後期費用実績 1,356千円

(単位：千円)

(1)	社会保険労務士との顧問契約(6か月) (事業全体に関するコンサルティング、個別相談会または個別訪問における就業規則改定、賃金・人事処遇制度の見直し、職場環境の改善などについての相談・助言)	462
(2)	傘下企業における高齢者雇用に関する好事例集の作成 (原稿謝金、好事例集作成費)	102
(3)	確保措置の導入状況などについての調査	72
(4)	事業実施のための事務職員賃金	720

4 支給額

総支給額 4,211千円

(1)基本支給額

(単位：千円)

①前期支給額	1,595(前期費用実績) > 1,500(前期支給上限額)	1,500
②後期支給額	1,451(年間実績額 - 前期支給額) < 1,500(総支給上限額 - 前期支給額)	1,451
合計		2,951

(2)上乗せ支給額

団体の実施した事業の効果により、 (a) 新たに希望者全員が65歳まで働ける制度を導入した企業の数 30(社) (b) 新たに70歳まで働ける制度を導入した企業の数 33(社) $63((a)+(b)) \times 20(\text{千円}) = 1,260(\text{千円}) \leq 2,000(\text{千円})$	1,260
---	-------

(3)総支給額

(1)+(2)	$2,951 + 1,260 = 4,211$	4,211
---------	-------------------------	-------

定年引上げ等奨励金に関する相談・申請窓口一覧

平成23年5月12日現在

名 称	住 所	電話番号
北海道高齢・障害者雇用支援センター	〒060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目1 札幌国際ビル4階	011-200-6685
青森高齢・障害者雇用支援センター	〒030-0822 青森市中央1-25-9 EME青森ビル6F	017-721-2125
岩手高齢・障害者雇用支援センター	〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12番10号 日鉄釜盛岡ビル5F	019-654-2081
宮城高齢・障害者雇用支援センター	〒980-0021 仙台市青葉区中央3丁目2-1 青葉通プラザ13階	022-713-6121
秋田高齢・障害者雇用支援センター	〒010-0951 秋田市山王3丁目1番7号 東カンビル3階	018-883-3610
山形高齢・障害者雇用支援センター	〒990-0039 山形市香澄町2-2-31 カーニープレイス山形3階	023-674-9567
福島高齢・障害者雇用支援センター	〒960-8034 福島市霞鶴町1番29号 佐平ビル8階	024-524-2731
茨城高齢・障害者雇用支援センター	〒310-0803 水戸市城南1丁目1-6 サザン水戸ビル7階	029-300-1215
栃木高齢・障害者雇用支援センター	〒320-0811 宇都宮市大通2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル2階	028-610-0655
群馬高齢・障害者雇用支援センター	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階	027-287-1511
埼玉高齢・障害者雇用支援センター	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和4-5-5 北浦和大栄ビル5階	048-814-3522
千葉高齢・障害者雇用支援センター	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉5階	043-204-2901
東京高齢・障害者雇用支援センター	〒105-0022 港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー14階	03-5400-1667
神奈川高齢・障害者雇用支援センター	〒231-0003 横浜市中区北仲通4-40 商工中金横浜ビル5階	045-640-3046
新潟高齢・障害者雇用支援センター	〒951-8061 新潟市中央区西堀通6番町866号 NEXT21ビル12階	025-226-6011
富山高齢・障害者雇用支援センター	〒930-0004 富山市桜橋通り1-18 住友生命富山ビル7階	076-471-7770
石川高齢・障害者雇用支援センター	〒920-0856 金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ1階	076-255-6001
福井高齢・障害者雇用支援センター	〒910-0005 福井市大手2丁目7番15号 明治安田生命福井ビル10階	0776-22-5560
山梨高齢・障害者雇用支援センター	〒400-0031 甲府市丸の内2丁目7-23 鈴与甲府ビル1階	055-236-3163
長野高齢・障害者雇用支援センター	〒380-0836 長野市南県町1040-1 日本生命長野県庁前ビル6階	026-269-0366
岐阜高齢・障害者雇用支援センター	〒500-8856 岐阜市橋本町2-20 濃飛ビル5階	058-253-2723
静岡高齢・障害者雇用支援センター	〒420-0851 静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル7階	054-205-3307
愛知高齢・障害者雇用支援センター	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-2-28 名古屋第二埼玉ビル4階	052-533-5625
三重高齢・障害者雇用支援センター	〒514-0002 津市島崎町327-1 ハローワーク津2階	059-213-9255
滋賀高齢・障害者雇用支援センター	〒520-0056 大津市末広町1番1号 日本生命大津ビル3階	077-526-8841
京都高齢・障害者雇用支援センター	〒600-8006 京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99 四条SETビル5階	075-254-7166
大阪高齢・障害者雇用支援センター	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル3階	06-4705-6927
兵庫高齢・障害者雇用支援センター	〒650-0023 神戸市中央区栄町通1-2-7 大同生命神戸ビル2階	078-325-1792
奈良高齢・障害者雇用支援センター	〒630-8122 奈良市三条本町9番地21号 JR奈良伝宝ビル6階	0742-30-2245
和歌山高齢・障害者雇用支援センター	〒640-8154 和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル6階	073-499-4175
鳥取高齢・障害者雇用支援センター	〒680-0835 鳥取市東品治町102 明治安田生命鳥取駅前ビル3階	0857-50-1545
島根高齢・障害者雇用支援センター	〒690-0887 松江市殿町111 山陰放送・第一生命共同ビル3階	0852-60-1677
岡山高齢・障害者雇用支援センター	〒700-0907 岡山市北区下石井2-1-3 岡山第一生命ビル4階	086-801-5150
広島高齢・障害者雇用支援センター	〒730-0013 広島市中区八丁堀16-14 第2広電ビル7階	082-511-2631
山口高齢・障害者雇用支援センター	〒753-0074 山口市中央5-7-3 山口センタービル2階	083-995-2050
徳島高齢・障害者雇用支援センター	〒770-0823 徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	088-611-2388
香川高齢・障害者雇用支援センター	〒760-0017 高松市番町1-6-1 住友生命高松ビル8階	087-813-2051
愛媛高齢・障害者雇用支援センター	〒790-0006 松山市南堀端町5番地8 オワセビル4階	089-986-3201
高知高齢・障害者雇用支援センター	〒780-0053 高知市駅前町5番5号 大同生命高知ビル7階	088-861-2212
福岡高齢・障害者雇用支援センター	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-1-10 ORE福岡赤坂ビル5階	092-718-1310
佐賀高齢・障害者雇用支援センター	〒840-0816 佐賀市駅南本町5-1 住友生命佐賀ビル5階	0952-37-9117
長崎高齢・障害者雇用支援センター	〒850-0862 長崎市出島町1番14号 出島朝日生命青木ビル5階	095-811-3500
熊本高齢・障害者雇用支援センター	〒860-0844 熊本市水道町8-6 朝日生命熊本ビル3階	096-311-5660
大分高齢・障害者雇用支援センター	〒870-0026 大分市金池町1丁目1番1号 大交セントラルビル3階	097-548-6691
宮崎高齢・障害者雇用支援センター	〒880-0805 宮崎市橘通東5丁目4番8号 岩切第2ビル3階	0985-77-5177
鹿児島高齢・障害者雇用支援センター	〒892-0844 鹿児島市山之口町1番10号 鹿児島中央ビル11階	099-219-2000
沖縄高齢・障害者雇用支援センター	〒901-0152 那覇市宇小禄1831番地1 沖縄産業支援センター5階	098-851-9023

※高齢・障害者雇用支援センターとは、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が各都道府県に設置する地域障害者職業センター雇用支援課(東京、大阪は支援業務課および窓口サービス課)の通称です。